

情報通信審議会総会（第20回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年1月9日（金） 14時00分～14時35分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席した委員等（敬称略）

委員

相澤 彰子、青木 節子、荒川 薫、井手 秀樹、伊東 晋、井野 勢津子、
大歳 卓麻、斎藤 聖美、酒井 善則、坂内 正夫、新町 敏行、鈴木 陽一、
高橋 伸子、高畑 文雄、滝 久雄、竹中 ナミ、辻 正次、東海 幹夫、
徳田 英幸、新美 育文、服部 武、広崎 膨太郎、村本 孜

（以上23名）

第3 出席した関係職員等

(1) 総務省

寺崎 明（総務審議官）、小笠原 倫明（情報通信国際戦略局長）、
山川 鉄郎（情報流通行政局長）、桜井 俊（総合通信基盤局長）、
戸塚 誠（政策統括官）、田中 栄一（官房総括審議官）、
谷 重男（情報通信国際戦略局次長）、吉良 裕臣（郵政行政部長）、
武内 信博（電気通信事業部長）、久保田 誠之（官房審議官）、
阪本 泰男（官房審議官）、吉田 靖（電波部長）、
安藤 英作（情報流通振興課長）、吉田 博史（地上放送課長）、
秋本 芳徳（融合戦略企画官）

(2) 事務局

山根 悟（情報通信国際戦略局参事官）

第4 議題

ア 会長の選出及び会長代理の指名について

イ 部会に所属する委員の指名について

ウ 報告事項

- ① 通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて
- ② 地上デジタル放送推進に関する取組状況について
- ③ 通信・放送の総合的な法体系の在り方について

④ 分科会・部会の活動状況について

開 会

○山根国際戦略局参事官　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会総会を開催いたします。

私、事務局を担当しております情報通信国際戦略局参事官の山根でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、会長が選出されますまでの間、議事の進行を務めさせていただきます。

なお、本会議の様様をインターネットにより中継しておりますので、ご了承願います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

委員及び総務省幹部自己紹介

○山根国際戦略局参事官　初めに、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。

それでは、相澤委員から順にお願いいたします。

○相澤委員　国立情報学研究所の相澤と申します。よろしくお願いいたします。

○青木委員　慶應義塾大学の青木と申します。よろしくお願いいたします。

○荒川委員　明治大学の荒川と申します。よろしくお願いいたします。

○井手委員　慶應大学の井手と申します。よろしくお願いいたします。

○伊東委員　東京理科大学の伊東と申します。2期目になります。よろしくお願いいたします。

○井野委員　SAPジャパンCFOの井野と申します。よろしくお願いいたします。

○大歳委員　日本アイ・ビー・エムの大歳と申します。よろしくお願いいたします。

○斎藤委員　ジェイ・ボンド東短証券、斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

○酒井委員　東京工業大学、酒井でございます。よろしくお願いいたします。

○坂内委員　国立情報学研究所の坂内でございます。よろしくお願いいたします。

○新町委員　日本航空と日航財団の新町でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員　東北大学電気通信研究所の鈴木陽一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員　生活経済ジャーナリストの高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○高畑委員　早稲田大学の高畑です。よろしくお願いいたします。

- 竹中委員 プロップ・ステーションの竹中です。よろしくお願いいたします。
- 辻委員 兵庫県立大学の辻です。よろしくお願いいたします。
- 東海委員 青山学院大学の東海でございます。よろしくお願いいたします。
- 新美委員 明治大学の新美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 服部委員 上智大学の服部でございます。よろしくお願いいたします。
- 広崎委員 日本電気の広崎でございます。よろしくお願いいたします。
- 村本委員 成城大学、村本でございます。よろしくお願いいたします。
- 徳田委員 慶應義塾大学の徳田と申します。よろしくお願いいたします。
- 山根国際戦略局参事官 ありがとうございます。

また、本日はご都合によりご出席いただいておりますが、新たにジャーナリストの
寫委員が任命されておりますので、お知らせいたします。

続きまして、総務省出席者から自己紹介をさせていただきます。

寺崎総務審議官から順にお願いします。

- 寺崎総務審議官 総務審議官の寺崎です。よろしくお願いいたします。
- 山川情報流通行政局長 情報流通行政局長の山川でございます。よろしくお願いいたします。
します。
- 戸塚政策統括官 政策統括官の戸塚でございます。よろしくお願いいたします。
- 谷国際戦略局次長 国際戦略局次長の谷でございます。よろしくお願いいたします。
- 武内電気通信事業部長 電気通信事業部長の武内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
いたします。
- 吉田電波部長 電波部長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。
- 小笠原情報通信国際戦略局長 情報通信国際戦略局長の小笠原でございます。よろし
くよろしくお願いいたします。
- 桜井総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の桜井でございます。よろしくお願いいたします申
上げます。
- 田中総括審議官 官房総括審議官の田中です。よろしくお願いいたします。
- 吉良郵政行政部長 郵政行政部長の吉良でございます。よろしくお願いいたします。
- 久保田審議官 審議官の久保田でございます。よろしくお願いいたします。
- 阪本審議官 官房審議官の阪本でございます。よろしくお願いいたします。
- 山根国際戦略局参事官 ありがとうございます。

それでは、議事次第に従い、議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、委員30名中23名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

まず、資料20-1、クリップを外していただきまして、議事次第の次でございます。情報通信審議会委員名簿及び、総務大臣から指名された情報通信技術分科会に所属していただく委員の方の名簿を席上に配付させていただいておりますので、ご確認ください。

また、ただいま滝委員がご到着になりましたので、一言、自己紹介をお願いいたします。

○滝委員　おくれまして申しわけございません。ぐるなびの会長の滝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　題

ア　会長の選出及び会長代理の指名について

○山根国際戦略局参事官　次に、会長の選出をお願いしたいと思います。

情報通信審議会令第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、どうぞ、委員の皆様からご推薦をお願いしたいと思います。どうぞ。

○辻委員　それでは、ここの委員の方々は、それぞれご見識のある方ばかりであります。が、企業の経営者として経験が豊富で調整能力に長けておられます、日本アイ・ビー・エム会長の大歳委員が適任と思いますので、ここに推薦させていただきます。

○山根国際戦略局参事官　ありがとうございます。

ただいま、辻委員から大歳委員を会長にご推薦がありましたが、皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山根国際戦略局参事官　それでは、大歳委員に会長をお願いしたいと思います。

これからの議事は、会長をお願いいたします。会長、どうぞ、会長席のほうにお願いいたします。

(大歳委員、会長席に移動)

○大歳会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思

います。

初めに、ただいま会長に選出いただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

トーマス・フリードマンという人が“The World is Flat”（『フラット化する世界』）という本を書いたのが2005年なのですけれども、その後の3年間で、ますます地球はどんどん小さくなる、その加速度がまたどんどん増しておりまして、当然、そういったグローバルなどどんどん小さくなる地球の上での競争に勝っていくためには、この国の産業界、あるいは国そのものにとっても、情報通信の重要さというのはますます大きくなっていると思います。もちろん、世界じゅうどこにいてもだれでも、どんな媒体・機械を使っても不自由なくやりとりができなければいけないわけですし、あるいは、同じようなコンテンツがどんな媒体でも自由にアクセスできて不自由なく見られるというふうなことがどんどん要求されてくるわけですけれども、そういった世界では、やはり標準というのが非常に大きな役割を当然占めているわけでありまして。そういったグローバルな意味での標準という世界での日本からの発信、提案というものも今まで以上に重要になってくるのではないかと考えております。

それから、技術進歩が非常に速い世界でございますので、企業にしる団体にしる、そういった新しい技術を使うことによってイノベーションを行う、あるいは競争力を強化するということをやろうとしたときに、制度環境というものがもしそういったことをやりづらくしていることが万が一あると、やっぱりとてもまずいことだと思います。そういったあたりも見ていく必要があると思います。

議論をお願いするに当たって、ぜひユーザーといいますか、使用者あるいは受益者の人たちの視点・立場を常に踏まえながら議論していただくことが大事だと思います。

また、郵政事業というものも、やはり日本の国の国民生活に密着した非常に重要なものでありますので、その重要性も認識しておく必要があるかと思っております。

それから、この審議会といたしましては、ぜひ活発な自由な、あるいは迅速な議論をお願いしたいと思いますし、そういったところからこの国の情報通信がますます発展して、文字どおり国の産業界あるいは国の競争力強化につながることに少しでも貢献できればと考えておりますので、ぜひ委員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、私が会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする会長代理を決めておきたいと思っております。

会長代理は、規定により会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

会長代理は、坂内委員にお願いしたいと思いますが、坂内委員、よろしゅうございますでしょうか。

○坂内委員 お引き受けさせていただきます。

○大歳会長 それでは、どうぞ、会長代理席にお移りください。

(坂内委員、会長代理席に移動)

○大歳会長 よろしくお願ひします。

イ 部会に所属する委員の指名について

○大歳会長 それでは、次に部会に所属する委員の指名を行いたいと思います。

部会所属委員の一覧を事務局から配付させます。

(部会所属委員の一覧配付)

○大歳会長 皆様、お手元に届きましたでしょうか。

ごらんの一覧のとおり指名いたしますので、よろしくお願ひします。

委員の皆様には、部会の運営に関しご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

ウ 報告事項

① 通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて

○大歳会長 次に報告事項に移りたいと思います。

初めに、通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて、総務省よりご説明をお願いします。

○安藤情報流通振興課長 情報流通振興課長の安藤でございます。

それでは、資料20-2に従いまして、通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップにつきまして、ご報告を申し上げたいと存じます。

表紙をめくっていただきます。このフォローアップの報告でございますが、当審議会の前身でございます電気通信審議会の平成10年の答申に基づきまして、毎年1回ずつ

行っているものでございます。

まず、環境自主行動計画の位置づけにつきまして、少しご報告をさせていただきます。1ページ目でございます。環境に関します施策の中で環境自主行動計画の推進といったものが、昨年までは、ある意味、唯一の施策でございましたが、この1年間で、環境対策に関しまして大きく強化をしてきております。1ページ目でございますとおり、ITUのほうでもフォーカスグループを設置いたしまして、ICT分野のCO₂削減の削減手法であるとか、あるいはICTを用いましたCO₂削減の評価手法につきましての検討が開始されておりますし、総務省のほうで、「ユビキタス環境立国プロジェクト」ということで実証実験等々にも取り組んできております。また、企業の環境関係の設備投資に関します減税に関しましても、年末の税制大綱の中に盛り込まれております。また、当審議会の委員でいらっしゃいます新美先生、酒井先生にご参加いただいております研究会なども開催しているということでございまして、この1年間で環境問題に関します総務省の取組は、国内の問題、国際的な取組も含めまして、大変強化してきているということをまずご報告申し上げます。

それから、3ページ目でございます。自主行動計画の状況でございます。6業界団体の会員で環境自主行動計画を策定していただいているところでございます。6業界団体、うち日本放送協会は1でございますけれども、その他5団体で994会員事業者がいらっしゃいます。この表の一番下の左のほうでございますが、会員数994、策定はその隣でございまして141団体、これにNHKを合わせますと142でございますけれども、この141団体が環境自主行動計画を策定していただいております。パーセンテージでは14.2%という状況でございます。

この5年間の推移を見ていただきます。5ページ目でございます。若干、昨年度から比較いたしまして下がっているところもございしますが、下の二重枠で囲んだところをごらんいただきますとおわかりいただけますが、これは形式的な理由でございまして、実質的には、少しではございますが増加してきているということでございます。

そこで、まとめでございますが、4ページ目をごらんくださいませ。オレンジ色の箱の中の2行目でございますが、「会員各企業の取組は、徐々に進んでいる」というふうに総括できようかと存じます。ただ、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、この1年間で地球温暖化対策の取組は大変強化してきております。その背景は、極めてこの問題が重要だというふうに国内外で位置づけられているというところでございます。そういっ

た背景を考えますと、徐々に進んでいるということで、すべて総括することはできず、一層の強化が期待されるということで、ご報告を申し上げたいと存じます。

参考資料といたしまして、6ページ以降、幾つかつけておりますが、時間の関係で省略させていただきます。

以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

② 地上デジタル放送推進に関する取組状況について

○大歳会長　　ないようですので、それでは、次に地上デジタル放送推進に関する取組状況につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○吉田地上放送課長　　地上放送課長の吉田でございます。資料20-3に基づきまして、地上デジタル放送推進に関する取組状況について、ご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、右上に1ページと書いてある紙をまずごらんください。地上デジタル放送に関しましては、情報通信審議会におきましてご議論いただきまして、昨年、第5次中間答申を6月にいただいております。この総会でも、情報通信政策部会でもご議論いただいておりますが、あるいは、地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割につきまして委員会を設置いたしまして、慶應大学の村井純教授に情報通信政策部会の臨時委員として本委員会の主査をしていただき、議論を進めていただいているところでございます。

昨年の答申におきましては、1ページにございますように、国民の理解醸成ということを中心といたしまして取り組むことを中心といたしまして、その他、受信側の課題、送信側の課題につきまして、ご答申をいただいているところでございます。

下の2ページをごらんいただきたいと思っております。第5次中間答申を踏まえまして、これまで幾つかの取組をしております。それぞれ資料をつけてございますが、時間の関係もございまして、重立ったものだけご説明させていただきます。

まず、関係省庁連絡会議というものを、私ども総務省だけでなく他の省庁に関連する

部分もあることをごさいます、内閣官房に関係省庁連絡会議を設置していただいております。ここにおきまして、関係各省が取り組むべきアクションプランを昨年7月に策定しております。その概要は3ページにございますが、この場では省略させていただきます。

地上デジタル放送国民運動推進本部、総務大臣を本部長といたしまして、放送事業者、メーカー、販売店、消費者団体あるいは地方自治体関係などなど、あらゆる関係者が一体となった取組を行っていくための会議を昨年7月に設置しております。その第1回会合の場におきまして、総務省として、この答申に基づきましてとるべき措置を「地上デジタル放送推進総合対策」という形で策定しております。今の推進本部あるいは総合対策の概要につきましては、4ページ、5ページにございますが、これも省略させていただきます。

また、10月1日には、全国11カ所にテレビ受信者支援センターをブロックごとにごさいますけれども、地域ごとに国民の皆様からの相談を受ける、あるいは現地に赴いて行って受信状況を確認したり説明会を開催するための機能を有するセンターを地域ごとに設置しております。この支援センターにつきましては、本年2月には各都道府県ごとに設置する予定としてごさいます。

また、昨年の答申でもご提言いただきました、経済的に困窮度の高い方に受信機の購入を支援すべきではないかということにつきまして、具体的な実施方法についても先ほどの委員会におきましてワーキンググループを設置いただき、議論をいただいた結果を昨年12月に委員会のほうに報告しております。また、昨年末には政府予算原案が、審議会の答申を踏まえました要求をしたものにつきまして、予算原案の中に盛り込まれているところをごさいます。本日この場では、6ページをごらんいただきまして、その予算案の重立ったものをご説明させていただきたいと思っております。

受信相談体制の充実・強化につきましては、先ほど申しました支援センターを全都道府県レベルに拡充し、個別専門的な受信相談、受信状況調査、あるいは、その説明会の実施などを行っていくところをごさいます。その中では、その次にごさいます高齢者・障害者への働きかけ、サポート、デジタル化への対応が難しいと考えられる方々にきめ細かな説明会を開催したり、あるいは福祉施設の個別訪問なども含めまして、きめ細かなサポートをしていこうというものでごさいます。

次の受信機器購入等の支援につきましては、昨年夏の答申におきましては、生活保護

世帯を対象に、チューナーの無償給付、アンテナ工事等の支援を実施する、最大120万世帯ぐらいの規模で答申をいただいておりますが、9ページをごらんいただきたいんですけども、この支援対象につきましては、与党サイドにおきましてもさまざまな議論をいただきまして、その中でNHK受信料全額免除世帯、つまり生活保護受給世帯などに加えまして、市町村民税非課税の障害者であるとか社会福祉施設入所者などにも拡充すべきではないかという申し入れを政府としていただきましたことを受けまして、その申し入れを踏まえました予算を政府原案に計上しているところでございます。

6ページにお戻りください。送受信環境の整備につきましては、昨年度から実施しております辺地共聴施設の改修等支援の拡充、あるいは新たにビル陰などの都市受信障害施設の改修支援の予算を盛り込んでいるところでございますし、あるいは、デジタル放送がどうしても届かない地域に緊急避難的に衛星利用による難視聴対策をするための費用などが盛り込まれているところでございます。これらの予算を有効に活用いたしまして、2011年7月24日のデジタル放送移行完了に向けた対策をとっていきたいと思っております。

資料にございませんが、最後に一言だけ申し上げさせていただきます。昨年9月に、私ども、普及状況調査を行いましたところ、昨年9月時点で50%を超える普及率と世帯普及率というものを予想しておりましたところ、調査の結果、46.9%にとどまっているところでございます。約2,350万世帯ということで、我々、調査を何回かやっておりますけれども、当初の計画よりも下がったということは初めてのことでございます。そういうこともございますので、そのおくれを取り戻し、かつ国民の皆様方に丁寧に対応することによりまして地デジの普及に取り組んでいきたいと思っておりますので、また審議会におきましても、さまざまご指摘、ご指導をいただければと思っております。

以上でございます。

○大歳会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。ございませんか。

③ 通信・放送の総合的な法体系の在り方について

○大歳会長　　そうしましたら、次に通信・放送の総合的な法体系の在り方について、事務局より説明をお願いします。

○秋本融合戦略企画官　　融合戦略企画官の秋本と申します。

それでは、資料20-4をごらんいただきたいと思います。1ページお開きいただきまして、左下の図に現行の法体系をお示ししてございます。設備の別あるいはラジオかテレビかの別に応じまして法制度ができていているというのが現行の法体系でございますが、ネットワークのいかんにかかわらないサービスが出現している。例えばCATVインターネット、IPTV、近くサービスが開始されるよう、その制度整備が進められます携帯端末向けマルチメディア放送等々でございます。

そこで、2011年の放送の完全デジタル化、ブロードバンドゼロ地域の解消といった政策目標を、私ども、掲げてございます。こうした2011年以降を展望いたしまして、現行の法体系を見直し、規律を整理・集約し、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、新たな法体系への移行の検討を当審議会にお願いしているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。当情報通信審議会には、昨年2月15日に諮問をさせていただきました。そして、情報通信政策部会に検討委員会を設置していただきまして、これまでに11回の会合を重ねてきております。昨年の9月から11月までの第8回から第10回会合におきまして、関係の事業者様、有識者様、20を超える方々からヒアリングを行わせていただきまして、年明け以降の検討項目を整理したというのがこれまでの検討状況でございます。

今後の検討事項でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。まず、法体系全般につきまして、サービスごとにネットワークを区別する合理的な根拠が失われつつありますことから、可能な限り規律の大きくくり化を検討する。そして、同一のサービスには同一の規律が適用されることによりまして、統一的な競争条件の確保や利用者保護を検討する。また、「コンテンツ」、「伝送サービス」、「伝送設備」という3つの領域を観念いたしまして、全体として合理性のある法体系に改めるといった事項を整理していただいたところでございます。

そして、伝送設備につきましては、電波利用の目的・区分といたしまして、通信・放送両方のサービスを行うための免許申請等を可能とする制度について検討するという整理をしていただいております。現行法では、電気通信業務用、放送用というように目

的別に免許が付与されておりますが、これを通信・放送両方のサービスができるという免許制度の在り方について検討いただくというところでございます。

それから、手続面で技術基準の策定手続、免許手続の見直しを検討する。特に携帯端末向けマルチメディア放送につきましては、別途速やかに特定基地局の開設計画の認定対象に追加することが適当であるというご提言をいただいております。

また、「ホワイトスペース」と書いてございますが、これは放送用などある目的のために割り当てられているが、時間的・地理的・技術的な条件によって他の用途にも利用可能な周波数のホワイトスペースの活用可能性について検討するという整理をいただいております。

伝送サービスにつきましては、伝送サービスと類型化できるものについて、現行の電気通信事業法の個々の規律を参考に整理・合理化を進めていく。また、有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し、施設設置者の負担を軽減する観点から、規律の合理化を検討するという整理をしていただいております。

コンテンツにつきましては、有限希少な電波を用いるメディアサービスにつきまして、現行の放送法では、放送普及基本計画というものが制度としてございます。こうした計画的な普及を図るための規律の必要性と、その枠組みを検討するという整理をいただいております。

また、メディアサービスは、設備、伝送、コンテンツというものが相まって提供されるわけでございますが、こうした設備、伝送サービス、コンテンツというそれぞれのレイヤー、領域の関係が明確化されるよう再編する方向で検討するという整理をいただいております。

3つ目の「○」でございますが、番組規律につきまして、放送に係る番組規律を基礎として、受信者の利益の保護の在り方を検討する。また、4つ目の「○」でございますが、表現の自由享有基準、いわゆるマスメディア集中排除原則につきまして、必要に応じて、その合理化を検討するという整理をいただいておりますし、再送信制度につきましても、有線テレビジョン放送施設設置者に対する規律の合理化とあわせて、その在り方を検討するという整理をいただいております。

利用者保護につきまして、伝送サービスにおける規定を参考に、メディアサービス等について整備すべき規定はないか検討する。利用者を直接救済する規定として、解除権や取消権のような民事的な効果を付与することについて検討するという整理をいただ

ております。また、災害報道など特別な公共的役割を果たすメディアサービスにつきまして、放送中止事故などの実情や電気通信事業法の技術基準との違いを踏まえて、特別の規律が必要か否か検討するという整理をいただいております。

今後、こうした検討項目に従いまして、引き続き審議を進めていただくこととしております。以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思っております。

④ 分科会・部会の活動状況について

○大歳会長　　ございませんようですので、次に、分科会・部会の活動状況について、事務局よりご説明をお願いします。

○山根国際戦略局参事官　　それでは、お手元の資料20-5に沿って報告させていただきます。

情報通信審議会の分科会及び各部会の審議状況につきましては、昨年2月の総会でご報告いたしておりますので、それ以降の状況について説明させていただきます。

まず開催状況ですが、情報通信技術分科会6回、情報通信政策部会2回、電気通信事業政策部会3回を開催しております。もちろん、この下の委員会等は、さらに多くの回数を開催しております。

審議状況ですが、まず情報通信技術分科会です。情報通信技術分科会におきましては、「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」、「第3世代移动通信システムの高度化のための技術的方策」など、9件の答申を取りまとめていただいております。そのほか、資料に掲げております案件が審議中でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。情報通信政策部会におきましては、先ほど紹介のありました地上デジタル放送の関係、それから、「デジタルコンテンツの流通の促進」、「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について、(3)としまして「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」など、3件の答申を取りまとめております。

さらに、(1)から(4)に掲げております案件につきまして審議中でございます。

なお、「21世紀におけるインターネット政策の在り方」につきましては、先ごろ、インターネット基盤委員会におきまして調査審議を再開いたしましたということを報告させていただきます。

最後に、電気通信事業政策部会におきましては、「ユニバーサルサービス制度の在り方」について答申を取りまとめております。

以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。ございませんでしょうか。

閉　　会

○大歳会長　　それでは、以上で本日の議題は終了いたしましたので、委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたら、お願いします。

それでは、事務局からお願いします。

○山根国際戦略局参事官　　皆様のお手元に、資料20-6としまして、平成21年度情報通信関係の予算と税制の概要をお配りしております。ご参考にしていただければと存じます。

それから、この後、大歳会長は記者会見のために退室されますけれども、当会議室におきまして、引き続き電気通信事業政策部会、郵政政策部会、情報通信技術分科会、及び情報通信技術分科会ITU-R部会を順次開催してまいります。関係の委員の皆様は、当会議室にてしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

○大歳会長　　どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。